

金沢医科大学研究助成金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、金沢医科大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員等が公益財団法人等から受け入れる研究助成金等（以下「研究助成金」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入の原則)

第2条 教職員等が研究助成金を受け入れる場合は、当該公益財団法人等からの通知書等により学長に申し出ることとする。

2 研究助成金は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(委任経理等)

第3条 教職員等が研究助成金を受け入れる場合の経理事務は、研究推進センター事務担当課で行うこととする。その場合、当該教職員等は、所定の申込書により学長宛に委任経理の申込みを行うこととする。

2 当該研究助成金が奨学寄附金として受け入れ可能な場合、金沢医科大学奨学寄附金取扱規程に基づき取り扱うこととする。

3 当該公益財団法人等の規程等により、個人又は講座等で経理管理する場合は、その理由を付記した理由書（様式任意）及び適正な経理管理を行う旨の誓約書（様式任意）を学長宛に提出し、許可を得ることとする。

(経理執行等)

第4条 研究助成金の経理執行等については、当該公益財団法人等の要領等に基づき行うこととする。その定めがない場合、金沢医科大学科学研究費助成事業等の競争的資金取扱要領（学内ルール）及び本学諸規程によることとする。

(管理経費)

第5条 研究助成金を研究推進センター事務担当課が管理する際は、管理経費を徴収するものとする。

2 前項の管理経費の取扱いは、次の各号に基づくものとする。

(1) 公益財団法人等の規程等に管理経費等の定めがある場合は、その定めに基づくものとする。

(2) 公益財団法人等の規程等に管理経費等の定めがない場合の管理経費は、受入額の10%とする。

(3) 公益財団法人等から管理経費の免除要請がある場合、又は管理経費を控除することで本学の教育・研究に支障が生じると学長が判断した場合は、必要に応じて管理経費の全額又は一部を免除する。

(4) 徴収した管理経費は、中央特別研究費に組み入れることとする。

(取扱要領の改廃)

第6条 この取扱要領の改廃は、研究推進会議の議を経て、学長が行う。

(その他)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか、研究助成金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成25年10月1日から施行する。